

平成 29 年 4 月 4 日

各 位

株 式 会 社 北 都 銀 行

「働き方改革」に向けた取組について
～「テレワーク（在宅勤務制度等）」を導入～

株式会社 北都銀行（頭取 斉藤 永吉）は、平成29年度より、「テレワーク（在宅勤務制度等）」を導入いたします。

本件は、職場環境のさまざまなシーン（WLB向上、非常時の業務継続BCPなど）に応じて、柔軟な働き方を選択できることで、生産性の向上やワーク・ライフ・バランス促進等の「働き方改革」を企図するものです。

弊行では、これまでも「フレックスタイム制度の導入」「制度休暇の拡充」など、柔軟かつ効率的な働き方が出来る環境を整備し、生産性の向上ならびにワーク・ライフ・バランスの促進に積極的に取り組んでまいりました。

今後も、多様な人材が互いを尊重しあいながら、個々の能力を最大限に発揮できる魅力的な職場環境の実現を進め、全行員が働き甲斐を実感できる職場創りに励んでまいります。

1. 「テレワーク」とは

情報通信技術（ICT）を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くことができる形態で、政府が推奨する「働き方改革」のひとつです。

弊行においては、集中的、且つ効率的な業務を遂行するため、主に従業員の自宅において行う在宅勤務等を指しております。

2. 「テレワーク」実施内容

- ① 開始日 : 平成 29 年 4 月 3 日
- ② 対象者 : 管理監督者「時間外非対象者」（順次対象者拡大）とする。
- ③ 頻度、利用単位 : 週 1 回、1 日単位。
- ④ 場所 : 原則従業員の自宅とする。
- ⑤ 運用方法 : ◇実施者には、テレワークに必要となる IT 機器を貸与する。
◇実施者は、行内イントラネットを使用して業務開始、終了時の時刻を所属長へ連絡するとともに、翌日成果を報告する。
◇対象業務は、業務報告書作成等とする。（順次対象業務拡大）

（次ページに続く）

NEWS RELEASE

(ご参考)「働き方改革」に向けたこれまでの取組内容

- ① フレックスタイム制度の導入。(平成 23 年 2 月～)
- ② 各種制度休暇の拡充。(平成 27 年 4 月～)
 - ・従来の連続休暇(年 5 日)、短期休暇(年 2 日)に加え、季節休暇(年 2 日)を導入、また半日有給休暇をパートタイマーにも導入。
- ③ チャレンジ7運動実施。(平成 27 年 10 月～)
 - ・定時退行を原則とし、時間外勤務が生じる場合の最終退行時刻を 19:00 とする。
- ④ プレミアム・フライデー実施。(平成 29 年 2 月～)
- ⑤ その他継続的な取組
 - ・NO残業デーの実施(毎週水曜定時退行)。
 - ・表彰制度において、WLB促進における顕著な取組を評価。
 - ・取組好事例の発信・情報共有。
 - ・イクボスの推進。

●一月あたりの平均残業時間

	平成26年度	平成27年度
行員	8.5	8.4
キャスト	6.2	3.5
嘱託	3.5	3.1

●年次有給休暇取得率

	平成26年度	平成27年度
行員	32.3%	43.3%
キャスト	49.6%	68.6%
嘱託	36.9%	56.2%

●育児休業取得率

(年度内に育休を取得した人数/年度内に出産(配偶者含む)した人数)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
男性	10.0%	55.0%	78.6%
女性	100%	81.0%	115.0%

※平成 27 年度に出産(配偶者含む)した男性および女性全員が育児休業を取得済み)

《本件に関わるお問合せ先》

人事部 (担当 西本・佐藤千穂子)

TEL : 018-833-4211 (内線 3830)